

# 多摩市の取組み

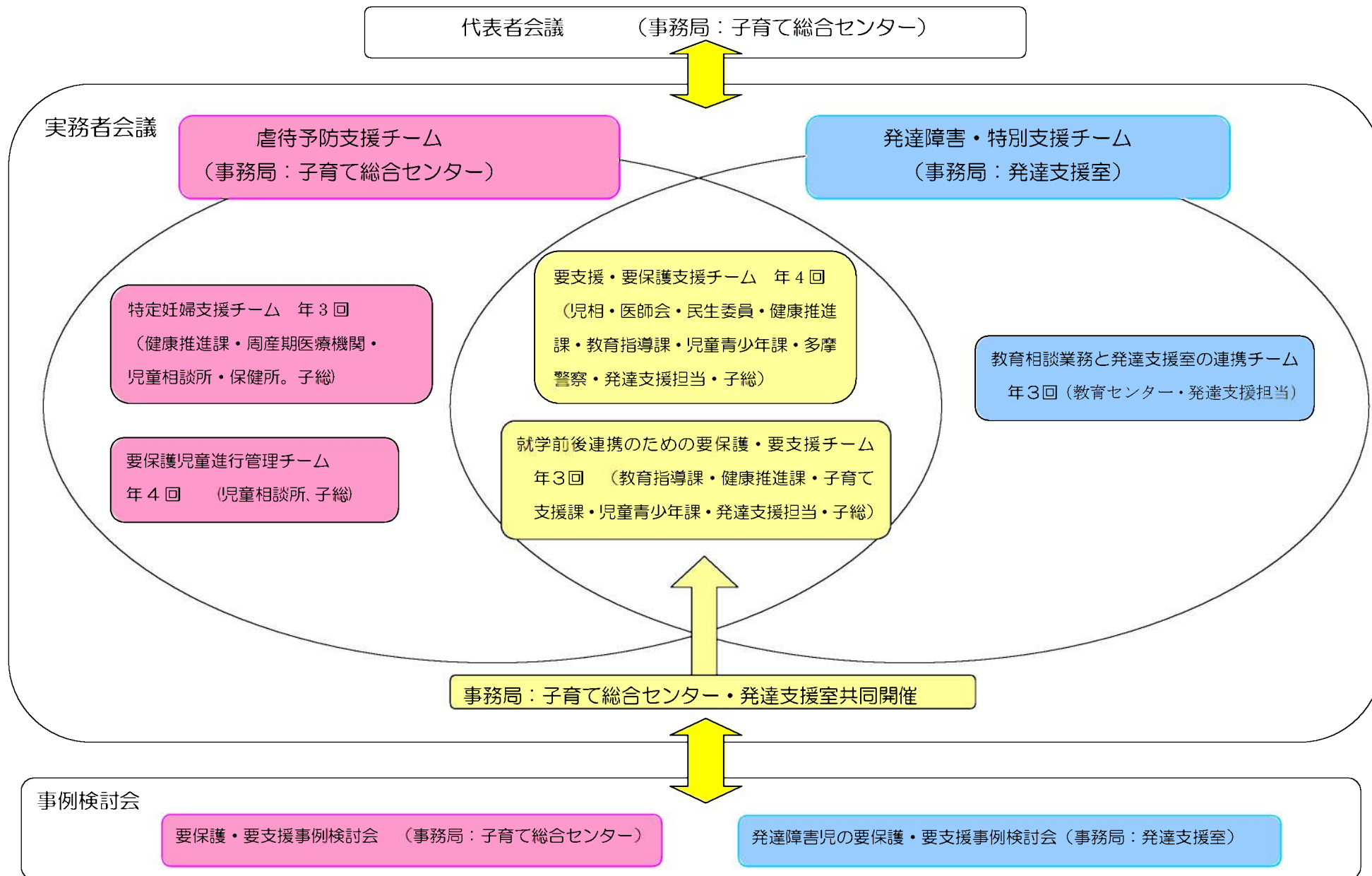
<紹介者>

多摩市子育て総合センター

センター長 タガワ エツオ 田川 越士

子ども家庭支援担当主査 イトウ カズコ 伊藤 和子

### 多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会構成図



## 多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会 実務者会議 別表

| 事務局                     | 実務者会議チーム名                    | 開催回数<br>(22年度実績) | 関係機関                                                                     | 目的                                                                     |
|-------------------------|------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 子育て総合センター               | 特定妊婦支援チーム                    | 年3回<br>(3回)      | 児童相談所・健康推進課・周産期医療機関(日医大多摩永山病院・稲城市立病院・赤枝医院・都立多摩総合医療センター)・南多摩保健所・子育て総合センター | 周産期の関係機関のネットワークにより特定妊婦の早期発見・早期支援を図る。                                   |
|                         | 要保護児童進行管理チーム                 | 年4回<br>(4回)      | 児童相談所<br>子育て総合センター                                                       | 要保護児童(入所児童含む)の状況確認と、主担当機関の確認、ケースの進行状況の突合。                              |
| 子育て総合センター・発達支援室<br>共同開催 | 要支援・要保護児童支援チーム               | 年4回<br>(4回)      | 児童相談所・医師会・民生委員健康推進課・教育指導課・児童青少年課・多摩中央警察少年係長・発達支援担当・子育て総合センター             | 要支援・要保護児童に対する状況確認と援助方針の見直し、関係機関の連携。<br>他実務者会議の中核的なチームとして要保護児童対策の検討を行う。 |
|                         | 就学前後連携のための<br>要保護・要支援児童支援チーム | 年3回<br>(3回)      | 教育指導課・教育センター・健康推進課・子育て支援課・児童青少年課・発達支援担当・子育て総合センター                        | 要支援・要保護児童の就学前児童に対し、就学前機関から、就学後機関への切れ目ない支援を実施するためのシステムを検討、整備し中心的に実施する。  |
| 発達支援室                   | 教育相談業務・発達支援室との調整・連携チーム       | 年3回<br>(3回)      | 教育センター・発達支援担当                                                            | 教育相談員が関わる事例のすりあわせ。                                                     |

○多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱

平成18年5月1日多摩市告示第207号

改正

平成19年5月10日多摩市告示第229号

平成19年11月16日多摩市告示第492号

平成20年3月10日多摩市告示第80号

平成21年3月31日多摩市告示第194号

平成21年11月2日多摩市告示第561号

多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱

(設置等)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置する。

2 前項の要保護児童対策地域協議会の名称は、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）とする。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども及び子育て家庭に係る問題についての関係機関との連携及び対応方法についての方針策定に関すること。
- (2) 児童虐待の発生防止及び早期発見並びに児童虐待への対応に関すること。
- (3) 不登校及び学校における問題行動に関すること。
- (4) 児童の心身の発達の支援に関すること。
- (5) 児童に関する問題についての地域での取組の醸成に関すること。
- (6) 要支援児童及び特定妊婦に関すること。
- (7) その他児童に関する問題の解決のために必要と認める事項

(構成)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる機関又は法人に所属する者及び別表第2に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 連絡会に次の会議を置く。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 事例検討会

3 市長は、委員について、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会構成員名簿（以下「名簿」という。）を作成し、当該委員の承認を得て、これに当該機関又は法人の名称及び氏名を登録するものとする。

(代表者会議)

第4条 代表者会議の委員は、別表第3に掲げる者をもって構成する。

2 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）とその支援に関する施策全体に関すること。
- (2) 要保護児童等の発生予防対策に関すること。
- (3) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。

(任期)

第5条 代表者会議の委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。ただし、代表者会議の委員が欠けた場合における後任の代表者会議の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、子ども青少年部長の職にある者を充て、副会長は代表者会議の委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)
- 第7条 代表者会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 代表者会議の会議は、会長が主宰する。
- 3 会長は、代表者会議に際し原則として会議録を作成するものとする。  
(関係者の出席)
- 第8条 会長は、代表者会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。  
(実務者会議)
- 第9条 実務者会議の委員は、別表第4に掲げる者をもって構成する。
- 2 実務者会議は、要保護児童等に対する具体的な支援活動について検討するため次に掲げる事項について協議する。
- (1) 要保護児童等の情報交換に関すること。
  - (2) 要保護児童等の実態把握に関すること。
  - (3) 要保護児童等の対策を推進するための啓発活動に関すること。
  - (4) その他要保護児童等の対策において必要と認める事項
- 3 実務者会議は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 虐待予防支援チーム
  - (2) 発達障がい・特別支援チーム
- 4 虐待予防支援チーム及び発達障がい・特別支援チームの会議にそれぞれリーダーを置く。
- 5 リーダーは、会長がこれを指名する。
- 6 虐待予防支援チーム及び発達障がい・特別支援チームの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーがこれを主宰する。
- 7 リーダーは、特に必要があると認めるときは、虐待予防支援チーム及び発達障がい・特別支援チームの委員以外の者を虐待予防支援チーム及び発達障がい・特別支援チームの会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 8 リーダーに事故があるときは、あらかじめリーダーが指名する虐待予防支援チーム及び発達障がい・特別支援チームの会議の委員が、その職務を代理する。  
(事例検討会)
- 第10条 事例検討会は、相談事例に対する援助方針等について検討を行う。
- 2 事例検討会は、相談事例ごとに、当該相談事例に対する援助に関わる者（関わるものが想定される者を含む。）をもって構成する。
- 3 事例検討会は、子育て総合センター長又は健康福祉部障害福祉課長が必要に応じて招集する。
- 4 子育て総合センター長及び健康福祉部障害福祉課長は、相談事例の内容により、助言を求めるため、医師、弁護士、学識経験者等に対し事例検討会への出席を求めることができる。  
(会議の公開)
- 第11条 代表者会議、実務者会議及び事例検討会の会議は、非公開とする。ただし、市長が公開することが適当であると認めるときは、この限りでない。  
(個人情報の取扱い)
- 第12条 委員、検討委員会及び事例検討会の委員は、多摩市個人情報保護条例（平成11年多摩市条例第1号）第3条の規定により、個人情報の保護に万全を期すものとし、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。  
(要保護児童対策調整機関)
- 第13条 市長は、多摩市立子育て総合センターを法第25条の2第4項の要保護児童対策調整機関として指定する。

(庶務)

第14条 連絡会の庶務は、子育て総合センター（発達障がい・特別支援チームの庶務については、健康福祉部障害福祉課）において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行する。

2 多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱（平成16年多摩市告示第340号）は、廃止する。

附 則（平成19年多摩市告示第229号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年多摩市告示第492号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年多摩市告示第80号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年多摩市告示第194号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年多摩市告示第561号）

1 この要綱は、平成21年11月3日から施行する。

2 この要綱の施行の際、第2条の規定による改正前の多摩市子ども家庭サポーター派遣事業実施要綱の第6号様式、第3条の規定による改正前の多摩市子どもショートステイ事業実施要綱の第2号様式並びに第4条の規定による改正前の多摩市子育てスタート支援事業実施要綱の第2号様式、第3号様式及び第4号様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第3条関係）

|               |                |
|---------------|----------------|
| 国又は地方公共団体     | 東京都多摩児童相談所     |
|               | 東京都南多摩保健所      |
|               | 多摩中央警察署生活安全課   |
|               | 東京都立特別支援学校     |
|               | 東京都発達障害者支援センター |
|               | 多摩市立小学校        |
|               | 多摩市立中学校        |
|               | 多摩市くらしと文化部     |
|               | 多摩市子ども青少年部     |
|               | 多摩市健康福祉部       |
|               | 多摩市教育委員会       |
|               | 法人             |
| 多摩市に所在する私立保育園 |                |
| 多摩市医師会        |                |
| 八南歯科医師会多摩市支部  |                |

別表第2（第3条関係）

|                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| 児童福祉に関連する職務に従事する者 | 多摩市に所在する私立保育園における保育事業に従事する者 |
|                   | 多摩市に所在する私立幼稚園における保育事業に従事する者 |
|                   | 民生委員・児童委員                   |
|                   | 主任児童委員                      |

|                   |         |
|-------------------|---------|
|                   | 保育士     |
|                   | 臨床心理士   |
|                   | 社会福祉士   |
|                   | 里親      |
|                   | ホームヘルパー |
| 保健医療に関連する職務に従事する者 | 医師      |
|                   | 歯科医師    |
|                   | 保健師     |
|                   | 助産師     |
|                   | 看護師     |
|                   | 薬剤師     |
|                   | 精神保健福祉士 |
| 司法に関連する職務に従事する者   | 人権擁護委員  |
|                   | 保護司     |
|                   | 弁護士     |
| その他市長が認める者        |         |

## 別表第3（第4条関係）

東京都多摩児童相談所長 東京都南多摩保健所の職員 1人  
 多摩中央警察署生活安全課長 東京都発達障害者支援センターの職員 1人 多摩市医師会の会員 2人  
 八南歯科医師会多摩市支部の会員 1人 民生委員・児童委員 1人 人権擁護委員 1人 保護司 1人  
 多摩市立小学校長 1人 多摩市立中学校長 1人 東京都立多摩桜の丘学園職員 1人  
 多摩市に所在する私立幼稚園長 1人 多摩市に所在する私立保育園長 1人  
 多摩市子ども青少年部長 多摩市くらしと文化部市民生活課長  
 多摩市子ども青少年部子育て支援課長 多摩市子ども青少年部児童青少年課長  
 多摩市健康福祉部生活福祉課長 多摩市健康福祉部健康推進課長 多摩市健康福祉部障害福祉課長  
 多摩市教育委員会教育部教育指導課長 多摩市立教育センター長 学識経験者 2人以内

## 別表第4（第9条関係）

東京都多摩児童相談所の職員 1人 多摩中央警察署生活安全課の職員 1人  
 多摩市内医療機関医師 4人以内 民生委員・児童委員 1人  
 多摩市立子育て総合センターの職員 1人  
 多摩市子ども青少年部児童青少年課の職員 1人  
 多摩市健康福祉部生活福祉課の職員 1人  
 多摩市健康福祉部健康推進課の職員 1人  
 多摩市健康福祉部障害福祉課の職員 1人  
 多摩市教育委員会教育部教育指導課の職員 1人  
 多摩市立教育センターの職員 1人

# 平成23年度 子ども家庭支援ネットワーク連絡会実施計画

|       |                          | 4月                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    | 5月 |    |    | 6月 |    |    | 7月 |    |    | 8月 |    |    | 9月 |    |    | 10月 |    |    | 11月 |    |    | 12月 |    |    | 1月 |    |    | 2月 |    |    | 3月 |    |    |
|-------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|       |                          | 上旬                                                                                                                                                                                                                                                              | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬  | 中旬 | 下旬 | 上旬  | 中旬 | 下旬 | 上旬  | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 |
| 代表者会議 | ネットワーク連絡会<br>代表者会議       | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     代表者会議<br/>                     ※平成22年度実績報告<br/>                     ※今年度の実施計画<br/>                     ・実務者会議予定                 </div>               |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       | 特定妊婦支援チーム                | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     特定妊婦支援チーム<br/>                     ・今年度計画<br/>                     ・特定妊婦の進行管理<br/>                     ・ケースの把握・状況の確認等、援助方針の検討                 </div> |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       | 要保護児童進行管理チーム             | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     要保護児童進行管理チーム<br/>                     ・要保護児童の状況確認とケース進行状況の突合<br/>                     ・学校からの定期的な情報提供について（対象児童リストアップ他）                 </div>         |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       | 要支援・要保護児童支援チーム           | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     要支援・要保護児童支援チーム<br/>                     ・要保護・要支援児童について状況確認と援助方針の確認<br/>                     ・その他関係機関からの情報提供                 </div>                   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       | 就学前後連携のための要支援・要保護児童支援チーム | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     就学前後連携のための要支援・要保護児童支援チーム<br/>                     ・今年度の支援情報提供システム、スケジュール、様式等確認、検討                 </div>                                             |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       | 教育相談業務・発達支援室との調整・連携チーム   | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     教育相談業務・発達支援室との調整・連携チーム<br/>                     ・教育相談でかかわっている発達障がい児の事例について                 </div>                                                    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 事例検討会 |                          | 事例検討会・ケース会議（随時実施）                                                                                                                                                                                                                                               |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |     |    |    |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

**(1) 代表者会議（年2回）**

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度実施。要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討。実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価を行う。

**(2) 実務者会議**

1) 虐待予防支援チーム(事務局:子ども家庭支援センター)

①実際に活動する実務者から構成される会議であり、以下のように協議する。

・定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討・定期的に(3か月に1度程度)、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施・要保護児童対策を推進するための啓発活動  
 ・協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

②虐待予防支援チームは以下の分科会の総称とする。

・特定妊婦支援チーム、要保護児童進行管理チーム、要支援・要保護児童支援チーム(※)、就学前後連携のための要支援・要保護児童支援チーム(※)

2) 発達障害・特別支援チーム(事務局:発達支援担当)

①実際に活動する実務者から構成される会議であり、以下のように協議する。

発達障がい児(発達障害者支援法第2条2項に規定する発達障害児)や障害があると疑われる児童等)の中の要保護・要支援児童に関する検討を実施する。

②発達障害・特別支援チームは以下の分科会の総称とする

・教育相談業務・発達支援室との調整・連携チーム、要支援・要保護児童支援チーム(※)、就学前後連携のための要支援・要保護児童支援チーム(※)

**(3) 事例検討会**

2つの実務者会議のチーム内の関係者により、個々のケースごとに開催する、個々の問題に対する具体的な処遇を検討する会議である。事例検討会の検討結果については、実務者会議の各関係部会及び代表者会議に報告する

※ 虐待予防支援チームと発達障害・特別支援チームの共同開催予定の分科会について  
 要支援・要保護児童支援チーム、就学前後連携のための要支援・要保護児童支援チームについては  
 開催目的上役割が重複する部分があり、両事務局共同開催とする。



# 就学前までの途切れない子育てサービス

